クウェートにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
8	投資受入機関の問題	日機輸	(1)	PPP案件承認の煩雑・遅延	・発電や水処理設備などのPPP案件の進捗が非常に遅い。PPP案件はその内容に関わらずKAPPという専門機関が計画から契約締結まで取りまとめるが、多くの段階で複数の関係省庁の承認を得ながら進める為、非常に時間が掛かる。 (継続)	・PPP案件の円滑な実施。	・PPP法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	出荷前検査義務付け	・通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが(クエート:KUSO)、コストが非常に高額であり、検査内容も頻繁に変更される。クウェート向け出荷前商品検査は100%実施される。 (継続)	・出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法 Related to customs law
		日機輸	(2)	貿易書類における領事査証取得義務	・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なリードタイムが発生する。 (継続)	・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法 Related to customs law
14	税制	日機輸	(1)	税務署のCertificate取得手続の遅延	・税務署から発行されるNo Objection CertificateやTax Clearance Certificateを提示しないと客先から5%のTax Retentionを回収できないが、そのCertificate取得に数年単位の時間がかかる。そもそも申請しても税務審査・調査がすぐに始まらない。 (継続)	・Tax Retention制度を撤廃していただきたい。 ・税務審査を速やかに開始して、Tax Certificateを早急に発行していただきたい。	
		日機輸	(2)	租税条約下でのCIF課税、税務署手続きの遅延	・2013年6月に日ク租税条約が発効されたため、14年度税務申告よりCIF部分(輸入機器)は課税対処外としていたが、申告から4年以上経過した20年に現地税務署よりCIF部分に対しても課税するとの解釈が初めて正式見解として示された。結果として、追徴課税及び税務署見解開示までの申告漏れペナルティを課された。 (継続)	・CIF課税回避のため、租税条約(議定書)の文言修正をしていただきたい。 ・税務審査の速やかな開始と審査完了をお願いしたい。	・日ク租税条約、議定書

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。